

第30回 関西広域連合委員会等の結果概要について（報告）

平成25年3月2日に開催されました連合委員会および連合議会3月定例会について、結果概要を下記のとおり報告します。

1. 連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、矢田委員

1 協議事項

(1) 広域行政システムのあり方研究会について（資料1 P5～）

- ・政府が検討を進める道州制について、中央集権型の道州制にならないよう指摘していくため、有識者による「道州制のあり方研究会」を3月2日付で設置した。なお、研究会の名称について、研究内容を明確化するため、「道州制のあり方研究会」とすることとした。今後、月1回程度研究会を開催し、来年1月を目途に最終報告を取りまとめることとした。
- ・国に対し、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の早期成立に向けた意見書を3月に提出することを決定した。（資料P11）

(2) 市町村との意見交換会の開催について（資料2 P13）

- ・3月28日に近畿市長会等市町村との意見交換会を開催することとし、今後、定期的（最低年2回）に意見交換会を実施することを決定した

(3) 原子力災害に係る広域避難対策に関する申し入れについて（資料3 P15～）

- ・広域的な原子力災害対策で重要な廣域避難対策について、避難手段や避難経路の確保など、国の対応を求める事項について申し入れることを決定した。

(4) 次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について（資料4 P19～）

- ・経済産業省において「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が創設されたことを受け、自動車使用者が多く利用する施設を有する高速道路株式会社などに対し、充電器の設置を呼びかけることを決定した。

(5) 海外事務所等の共同利用について（資料5 P21～）

- ・構成府県市の海外事務所について、現地情報の簡易調査など対応可能な業務を平成25年度から共同利用することとした。

2 報告事項

(1) 平成24年度関西広域応援訓練の開催結果

- ・井戸連合長から、2月13日に実施した関西広域応援訓練（図上訓練）について報告があった。

(2) 広域防災における企業・団体等との協定の締結について

- ・井戸連合長から、「関西防災・減災プラン」に基づく災害時協定の締結について報告があった（締結先：P&Gジャパン（株）、阪神・淡路まちづくり支援機構等）

(3) 東南アジアトッププロモーションの実施結果について

- ・山田委員から、シンガポールやマレーシアでの観光プロモーションについて報告があった。

(4) ドクターへリの愛称決定について

- ・飯泉委員から、一般公募により決定したドクターへリの愛称（KANSAI・もず、KANSAI・こうのとり、KANSAI・藍バード）について報告があった。

(5) 関西地域カワウ広域保護管理計画の策定について

- ・嘉田委員から、カワウによる被害量を減少させることを目的とした計画を策定したことについて報告があった。

(6) 韓国大慶圏広域経済発展委員会との相互交流事業について

- ・本部事務局から、「関西」へのさらなる理解と、日韓相互の交流をより深めることを目的に、韓国で開催されるグリーンエキスポへ出展することについて報告があった。

(7) 今冬の電力需給状況等について

- ・嘉田委員から、今冬の節電期間の電力需給状況について、関西広域連合が今冬の節電の目安としている平成22年度比約6%が概ね達成しているとの報告があった。

2. 連合議会3月定例会

(連合議員) 27名 (本県からは吉田議員、家森議員、谷議員が出席)

(理事者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員 (国出先機関対策委員長)、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、矢田委員、分野事務局長等

(1) 付議事件等について

1 議案 (議員提出)

下記3議案が議員提出され、全会一致で採決された。

- ・議第1号議案 議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件 (年額から日額)
- ・議第2号議案 連合議会委員会条例の一部改正の件
- ・議第3号議案 連合議会規則の一部改正の件

2 議案 (理事者提出)

下記7議案が理事者提案され、全会一致で採決された。

- ・第1号議案 平成25年度関西広域連合一般会計予算の件
- ・第2号議案 平成24年度関西広域連合一般会計補正予算の件
- ・第3号議案 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件 (資格試験・免許等など)
- ・第4号議案 関西広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件 (資格試験・免許等関係)
- ・第5号議案 関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件 (資格試験・免許等関係)
- ・第6号議案 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件 (大阪府への委託)
- ・第7号議案 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件 (京都府への委託廃止)

3 決議

- ・日村議員 (兵庫) 等から、「地方分権の推進を求める決議」 (資料P23~) の提案があり、全会一致で採決された。

(2) 一般質問について

別添一覧 (資料P25) のとおり、13議員からの質問に対し、各委員から答弁。

1 滋賀県選出議員からの質問

- ・吉田議員から「関西広域連合のガバナンスについて」について質問があり、連合長および橋下委員から答弁。

2 嘉田委員からの答弁

広域環境保全分野の担当委員として、次の質問に答弁。

- ・井上議員 (京都市) 「カワウを除く野生鳥獣対策について」
- ・山口(勝)議員 (京都府) 「鳥獣対策について」

資料 1

広域行政システムのあり方研究会について

1 設置目的

政府等における道州制の議論に対応して、道州制をはじめとする国と地方を通じた統治機構のあり方等について調査・検討を行い、将来の関西における広域行政システムのあり方等に対する議論に資する。

2 設置時期

平成 25 年 3 月 2 日

(但し、平成 25 年 2 月 28 日準備会合を開催)

3 研究会の委員

(敬称略)

氏名	役職	主な専門分野	備考
新川 達郎	同志社大学大学院教授	地方制度	座長 関西広域連合協議会副会長
山下 淳	関西学院大学教授	行政法	副座長 関西広域連合協議会委員
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	社会経済学	関西広域連合協議会委員
(調 整 中)			

※必要に応じてゲストスピーカーを招聘

4 論点

政府が検討を進める道州制について、その問題点・課題等を指摘していくため、研究会が議論を予定されている論点。【別紙 1】

5 スケジュール

- 研究会は月 1 回程度開催（第 1 回会合は、平成 25 年 3 月 23 日を予定）。
- 政府の検討状況を見据えながら、適宜、研究会の検討状況を連合委員会および連合議会へ報告していただく。（イメージ：今年 6 月頃に中間報告、来年 1 月頃に最終報告）【別紙 2】

広域行政システムのあり方研究会に係る論点

I 国主導により中央集権型の道州制になる懸念

(1) 国の総合出先機関のような道州となり、中央集権化を招く危険性はないか

- ① 多くの権限・財源が中央政府に残されたまま、国の地方支分部局が有する権限のみが移譲される道州制では、国の総合出先機関的な道州となり、かえって中央集権化が進む恐れはないか。
- ② 道州制の導入を、地方分権改革ではなく、専ら国の行財政改革や財政再建の手段とされる危険性はないか。
- ③ 道州制の制度設計について十分議論する期間も少なく、結局、単なる都道府県合併ととどまる恐れはないか。

(2) 道州の自治をいかに保障するのか

- ① 自治立法権を保障するため、道州の役割や権限について国会が法律を定める場合は、大枠にとどめるべきであり、具体的な内容については道州議会の立法に委ねるべきではないか。
- ② 道州における課税自主権の保障はもちろん、わが国の税体系全体を抜本的に見直し、税源の抜本的な再配分を行うことが不可欠ではないか。
- ③ 国から移譲される多くの権限、事務に応じて、消費税に代表される偏在性が少なく安定的な基幹税目を道州へ移譲するべきではないか。
- ④ 道州間の財源保障・財源調整を道州自らが担うしくみとするべきではないか。
- ⑤ 国と地方で一部の税源を共有すべき場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州が存在する場合など、国と道州間の財政調整も必要となるのではないか。
- ⑥ 東京一極集中が相当に進んだ現状では、道州間の財政調整を行うには、東京都及び首都圏については特別な扱いを必要とするのではないか。
- ⑦ 国と地方を通じた借金の取り扱いをどうするのか。

(3) 道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか

- ① わが国に満ちあふれている社会的、経済的な閉塞感のなかで、現状打破の手段としての道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか。
- ② 各政党などが主張している道州制のイメージは様々で、また漠然としている中、自立的な地方経済の活性化や地域振興に資する具体的な制度設計ができているのか。
- ③ 現在の都道府県等を通じた国からの地域間調整機能が失われ、道州間や道州内の地域間格差がかえって拡大しないか。
- ④ 道州の導入により、地域ごとの拠点都市が発展することで、東京への一極集中が是正されるのではないか。

(4) 内政において、なお国が担うべき役割とは何か？

- ① 国の事務・権限を限定的なものにしようという原則は、誰もが認めるところだが、内政から国が一切手を引くことは現実的ではなく、具体的な政策分野を通じて国家機能のあり方を議論すべきではないか。
- ② 「全国的に統一が必要なものは国の役割」との抽象的な考え方では、国の事務・権限を限定的にしようとの原則がなし崩しになるのではないか。
- ③ 道州は現行の府県と比べ、かなり大きな広域的調整機能を担い得る。こういった観点から国と道州との機能分担を考える必要があるのではないか。
- ④ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方などを検討する必要があるのではないか。

II 府県のあり方だけでなく、国と地方を通じた我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき

(1) 地方の統治機構のあり方だけを議論すべきではない

- ① 現状の道州制の議論は、新しい「国のかたち」を創造すべきものであるにも関わらず、府県のあり方だけが議論され、中央省庁や国会も含めたわが国全体の統治機構のあり方についての議論がおろそかにされていないか。
- ② 憲法をはじめとした法体系、国と地方を通じた税財政制度、基礎的自治体のあり方も含めた地方行財政制度のあり方がワンパッケージで整合性をもって検討されなければならないのではないか。
- ③ 国会の機能や構成（参議院改革のあり方など）、国政選挙や政党のあり方、道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、憲法改正も視野に入れて議論すべきではないか。

(2) 憲法上の位置づけをどう考えるのか

- ① 想定されている道州は、一国の人口、経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるものであるが、こうした道州が憲法に定める地方自治の本旨を全うする地方公共団体であると言えるのか。道州の位置づけが憲法上明確にされなければならないのではないか。
- ② 再掲（II (1) ③）

III 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも排除しない

(1) 市町村の機能や組織をどうするのか

- ① 道州制導入に伴い、基礎自治体である市町村の規模を拡大する必要があるとの主張も見受けられるが、相当程度の市町村合併が進んだなか、今以上の市町村合併を市町村や住民が支持するのか。
- ② 政令市は、一つの基礎自治体としては極めて規模が大きく、区を含め機能や組織の

見直しか必要ではないか。

- ③ 都道府県の事務を市町村に移管するに当たっては、市町村は十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対応できる体制とする必要があるが、このための具体的方策をどのようにするのか。
- ④ 道州内の財政調整をどのようにするか。

(2) 住民自治の観点から問題はないか

- ① 現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の主体が住民から見えにくく、民主主義的の統制が行き届くか。
- ② 現行の府県単位で支庁を置かざるを得ないのではないか。(実質3層制の地方自治組織も想定できるのか。)
- ③ 道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、ガバナンスを確保する体制をどのように構築するか。(II (1) ③参照)

(3) 地方経済の活性化や地域振興をどのように図っていくか

- ① グローバル社会の中で、各地域の経済競争力を高めるため、道州制が担うべき役割は何か。(I (3) ②参照)
- ② 東京一極集中の是正や過疎地対策など道州単位での施策が有効に働くのではないか。(I (3) ④参照)
- ③ 道州や基礎自治体との間で明確な役割分担ができるなら、府県が併存しても、必ずしも非効率ということにはならないのではないか。むしろ、府県レベルで想定する方が効果的な広域機能があるのではないか。

IV 広域連合を生かした先行実施など、段階的な導入もあり得る。

(1) 道州の検討の進め方をどうするのか

- ① 住民サービスがさらに充実・強化され、住民が一体感を持つことができるよう、また地理的・歴史的・文化的条件など最大限考慮するため、地方の意見をどのように反映していくのか。
- ② 道州制の具体的なイメージや、我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているか。国民意識の醸成をどのように図っていくのか。

(2) 国の事務・権限の地方移管はどうするのか

- ① 道州制を検討し、導入するまでの相当な時間がかかると想定されるが、それまで国の事務・権限の地方への移譲についてどうするのか。広域連合に先行して移譲するなど、段階的な導入もあり得るのではないか。

V 広域自治制度のバリエーション

- ① 府県を越えた広域的な自治制度（統治機関）を考えるとき、政治、経済、財政、事務・権限のあり方といった切り口次第で、様々なバリエーションが出てくるのではないか。
- ② 例えば、連邦制型の道州制のような強い権限をもつ道州制と、広域連合のような緩やかな府県連合、さらにそれらの中間的なものなど複数のものが想定できないか。
- ③ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国・広域自治体・基礎自治体が担う役割やそれぞれの関係、また広域自治体のガバナンスのあり方などを検討すれば、様々な広域自治制度のバリエーションが出てくるのではないか。

（I (4) ④参照）

広域行政システムのあり方研究会のスケジュール（イメージ）

時期	研究会	連合委員会	連合議会
2月 28日	○準備会合 →論点、スケジュール等		
3月	○研究会設置 (3/2) ○第1回会合 ・国主導の中央集権型道州制への懸念①	○事務局から論点等について委員会に報告	
4月	○第2回会合 ・国主導の中央集権型道州制への懸念②		
5月	○第3回会合 ・国と地方を通じた統治機構のあり方	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
6月	○第4回会合 ・これまでの議論の中間総括 中間報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から中間報告を受けて議論	○研究会から全員協議会に報告
7月	○第5回会合 ・府県が併存する広域行政システム①		
8月	(休会)		
9月	○第6回会合 ・府県が併存する広域行政システム②	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
10月	○第7回会合 ・広域連合を生かした先行実施等		○研究会から総務常任委員会に報告
11月	○第8回会合 ・広域自治制度のバリエーション	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
12月	○第9回会合 ・これまでの議論の総括		
1月	(休会) 最終報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から最終報告を受けて議論	
2月			○研究会から総務常任委員会に報告

※ 必要に応じてゲストスピーカーを招聘予定

地方分権改革の推進に向けて

人口構造の激変やグローバル社会の進展、外交・安全保障問題など我が国が直面する課題に効率的・効果的に対応するには、中央集権ではなく、地方分権改革を進め、自立分権型社会構造に変えていくことが不可欠である。

そのため、責任と負担の所在が必ずしも一致せず、相互依存・もたれ合いの状況にある現在の国と地方の関係を再構築する必要がある。

この度、安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」を設置され、政府として地方分権改革の推進に向けた体制を構築されたことは我々としても歓迎しているところであるが、地方の実情に応じた真の分権改革を推進するため、以下について強く要請する。

1 地方分権改革推進委員会の設置

地方分権改革の具体的な検討を行うため、第一次安倍内閣で設置されていた「地方分権改革推進委員会」に相当する機関を速やかに発足させ、その構成委員には、地方自治の当事者として、全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合の参画を可能とすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

政府・与党の主張する道州制においても国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであることから、関西広域連合などの府県が構成する特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を今国会へ提出し、その成立を図ること。

この場合、先行的に関西広域連合を受け皿とする取組を強力に推進すること。

併せて、中央省庁の事務・権限においても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

3 分権改革の推進にあたっての地方意見の反映

地方分権改革推進本部において、分権改革の推進に関する施策を策定及び実施するにあたっては、改革の趣旨に即して、「国と地方の協議の場」を活用することなどにより、地方の意見を最大限反映すること。

平成 25 年 3 月 8 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	戸 坂 吉 伸
委員	滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
委員	京都府知事	山 田 啓 二
委員	大阪府知事	松 井 一 郎
委員	鳥取県知事	平 飯 伸 治
委員	徳島県知事	井 泉 嘉 門
委員	京都市長	門 橋 大 作
委員	大阪市長	川 下 山 徹
委員	堺市長	竹 修 身
委員	神戸市長	矢 田 立 郎

市町村との意見交換会の開催について

1. 趣旨

関係市町村へのきめ細やかな情報提供等を通じて、関西広域連合の取組に対する市町村理解の醸成を図るため、下記のとおり近畿市長会、近畿府県町村会長会等との意見交換会を開催する。

記

(1) 実施時期

平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 1 時～午後 2 時 30 分

※連合委員会開催に併せて実施

(2) 出席予定者

- ・関西広域連合長、副連合長、各委員（知事・政令市長）
- ・近畿市長会（役員等）
- ・近畿府県町村会長会（各府県会長等）
- ・鳥取県市長会（会長等）
- ・鳥取県町村会（会長等）
- ・徳島県市長会（会長等）
- ・徳島県町村会（会長等）

(3) テーマ

関西広域連合の平成 25 年度取組方針について

- ・平成 25 年度予算・事業計画について
- ・次期広域計画の策定について
- ・地方分権改革推進に向けた今後の取組方針について

2. 意見交換会の定例化について

今後とも関西広域連合の取組について、関係市町村への情報提供や意見交換の場を充実していくために、関係市長会、町村会に、本意見交換会の定例開催（年 2 回）を提案したい。

(1) 春（4 月又は 5 月）・秋（9 月又は 10 月）の連合委員会との同日開催 【定例開催（春・秋）における想定テーマ】

春	・旧年度事業実績及び新年度事業計画について ・国出先機関対策等について	等
秋	・次年度予算編成に向けた意見聴取 ・国出先機関対策等について ・広域計画中間案に対しての意見聴取（25 年度）	等

(2) 定例開催に加えて必要に応じて随時開催。また、各府県市町村の実務担当者向けに説明会等を各構成府県において実施。

広域避難対策に関する申し入れ

現在、関西広域連合では、新しい原子力災害対策指針、防災基本計画、関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、広域的な原子力災害対策の検討を進めている。

原子力災害対策指針のもと、新たに原子力災害対策重点区域として「原子力施設から概ね30km」を目安にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を関係府県が設定することとなり、関係府県・市町村はこの範囲の住民を対象に、地域防災計画の下に、万一府県域を越える広域避難が必要となった場合に円滑にこれを実施できるよう、事前に広域避難計画を作成しておく必要がある。

広域避難対策は、UPZを概ね30kmという広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題である。関係府県は手探りで検討を進めているが、避難先の確保にはじまり、避難手段の確保、避難経路の確保、避難時のスクリーニング及び除染体制の確保、災害時要援護者への対応等々、多くの課題に直面している。原子力規制委員会・原子力規制庁はもとより、関係府省庁との連携なくては、実効性のある広域避難計画の作成は困難である。

先般、国が設置した「広域的な地域防災に関する協議会」には、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府に加え、当連合も、オブザーバーとして参画している。同協議会では、今後、ワーキンググループを設置して広域避難の検討を進めることとされ、国から当連合に対し、広域避難の調整について協力要請があった。

もとより広域連合は、その設立趣旨に照らし、こうした課題に対する責務を担っており、積極的に対応していく。

ついては、実効性のある広域避難計画の策定に向け、広域避難対策のワーキンググループを運営するなかで、下記の事項について、迅速かつ適切に方針を提示されるとともに、関係府省庁横断で一丸となって対応されるよう申し入れる。

記

1 避難手段の確保 [規制庁、国交省]

多数の住民を一時に大量に避難させる必要が生じる可能性があることに備え、交通事業者との事前の協議・調整が不可欠であるため、以下を求める。

- ・バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請を行うとともに、関係事業者による協力の取りまとめを行うこと。
- ・事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準を早期に策定すること。
- ・緊急時に国も積極的に関与する形で移動手段の確保が行われるよう、連絡調整の体制や手順等をあらかじめ整備すること。

- ・ 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、自衛隊の協力を得ること。また、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。

2 避難経路の確保 [規制庁、警察庁、国交省]

高速道路を主要な避難経路としても使うことが想定される。渋滞を抑制するためには、道路、特に高速道路の通行規制が必要である。また、避難途上でスクリーニングを行う必要があるため、その実施場所として高速道路の SA/PA 等を活用することが考えられる。このため、以下を求める。

- ・ 道路管理者に対する協力要請を行うとともに、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。
- ・ 交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

3 スクリーニング実施体制の整備 [規制庁]

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺地方公共団体の協力が必要になると考えられるため、以下を求める。

- ・ 国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。
- ・ 国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。

4 モニタリング情報の活用 [規制庁]

広域避難措置は基本的にモニタリング結果に基づき実施される。避難時期や避難方向を迅速かつ適切に判断するためには、モニタリング結果を広域避難措置に有効に活用できる体制の整備が必要であるため、以下を求める。

- ・ 関係地方公共団体及び広域連合が避難実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。
- ・ 緊急時は、常設の観測網を補うため可搬型モニタリングポストを活用することになっているが、確実なモニタリングを実施するためには、常設の観測網の充実を図る必要がある。UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。

5 SPEEDI 等による予測情報の活用 [規制庁]

避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあることから、SPEEDI 等による予測情報が不可欠であると考える。このため、SPEEDI の信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

6 災害時要援護者への対応 [規制庁、厚労省]

災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、国として早急に示すこと。

7 避難所及び仮設住宅建設用地の確保 [規制庁]

広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について積極的に対応すること。

8 原子力災害対策指針の早期改定 [規制庁]

原子力災害対策指針の中で今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。

9 国による財源の確保 [規制庁]

上記の事項に基づき、人員配置を含め、避難体制を整備するための費用については、国において確実に確保すること。

平成25年3月2日

関西広域連合

連合長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	矢 田 立 郎	(神戸市長)

次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について

国（経済産業省）において創設された「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に関し、乗用車の使用者が多数利用する施設を有する関係高速道路会社、チェーンストア協会等に対し、関西広域連合として充電器の設置を呼びかける。

1 要請内容

別紙要請文（案）のとおり。

2 要請先

乗用車の使用者が多数利用する施設を有する西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、阪神高速道路㈱、日本チェーンストア協会関西支部、日本チェーンストア協会中国支部、日本チェーンストア協会四国支部、（一社）日本フランチャイズチェーン協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、（株）エディオン、上新電機㈱、（株）ケーズデンキ、（株）コジマ、（株）ヤマダ電機

3 要請の日程

3月2日（土） 関西広域連合委員会で決定

3月4日（月）以降 要請活動

参考1 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」について

- (1) 予算 平成24年度補正予算（経済産業省）
- (2) 予算額 1,005億円（基金方式）
- (3) 事業内容

① 都道府県及び高速道路会社策定の充電器設置ビジョンに合致するもの

充電器設置国補助率 2/3

② " " " に合致しないもの 充電器設置国補助率 1/2

参考2 電力逼迫時の対応について

- ・電気自動車を「非常用電池」として利用することにより、電力逼迫時のピークカットにも貢献
- ・電力逼迫時には、充電能力の抑制・充電の停止等の対応が必要

参考3 充電器設置に係る留意点

- ・受電設備の増強が必要な場合がある。
- ・契約電力が増大する場合、電気料金単価が高くなる。

(案)

平成25年3月 日

要請先 あて

関西広域連合
連合長 井戸 敏三

次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について

関西広域連合では従来から、電気自動車の普及促進に取り組んできたところです。

今般、電気自動車等次世代自動車の更なる普及を促進するため、国（経済産業省）において、平成24年度補正予算に「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が計上されました。

今後、電気自動車の更なる普及を図るために、自動車の使用者が多く利用する高速道路のサービスエリア、大型商業施設、コンビニエンスストア等での充電器の設置が必要であり、府県が策定する充電器設置のためのビジョンに合致している場合、充電器購入費及び設置工事費の2/3が国から補助されます。

電気自動車は省エネ、二酸化炭素排出抑制に貢献するとともに、電力供給の逼迫時には、充電の抑制を行ったうえで、非常用電源としての活用も期待されることから、関西広域連合を構成する府県ではビジョンを策定予定であり、貴団体（貴社）としても、下記の点についての積極的な検討、協力を要請します。

記

- 1 貴団体構成員（貴社）管理施設への充電器の設置
- 2 府県のビジョン策定について、府県が必要に応じて行うアンケート、ヒアリング等への協力

海外事務所等の共同利用について

平成 25 年 3 月 2 日
本 部 事 務 局

1 海外事務所等の概要

府県市職員が現地に赴任し直営で運営する「海外事務所」と、業務を産業振興関係に限定し民間委託で運営する「海外ビジネスサポートデスク」がある。

なお、海外事務所は、産業振興（経済）、観光、文化、教育等幅広い分野の業務を行うものが多いが、産業振興（経済）分野に業務を限定するものもある。

（平成 25 年 2 月末現在）海外事務所：6 か国・12 箇所、海外ビジネスサポートデスク：9 か国・16 箇所

2 広域連合での取組の現状

海外ビジネスサポートデスクについては、広域産業振興局において、大阪府の拠点を活用し、2 年目以降に利用実績に応じた運営経費の負担を求める前提として、平成 24 年度から共同運用を開始（協調事業）。

現在、鳥取県及び徳島県が利用。平成 25 年度はさらに滋賀県が利用予定。

3 今後の方向性（案）

○ 将来的には、構成府県市の全ての海外事務所等の共同利用を目指して検討。当面、対応可能な業務から実施。

○ **海外事務所**については、事務所を持つ府県市の業務に支障のない範囲で、平成 25 年度より次の取組を実施。

①共同利用内容

- ・ 現地情報の簡易な調査
- ・ 行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド

②共同利用方法

- ・ 利用希望者（府県市）が利用したい海外事務所を設置する府県市に直接連絡し、利用の可否を相談。
- ・ 案件によって利用者から実費を徴収。

※ 看板の設置が可能な海外事務所に、看板を設置。

○ **海外ビジネスサポートデスク**についても、当面の間は運営経費の負担を求めず、利用府県市の拡大を進める。今後、その費用負担のあり方について、広域産業振興局として、海外事務所等の共同利用の状況を踏まえ、検討を行う。

※ 共同利用：無償で、他府県市の海外事務所等を利用すること。

※ 共同運用：有償又は将来的に有償となることを前提に、他府県市の海外事務所等を利用すること。

【利用できる事務所等と業務内容（平成 25 年度）】

	名称	設置／管轄地域	対応可能な業務内容 (※海外事務所は繁忙状況に応じて対応)
海外事務所	兵庫県海外事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・中国（香港） ・アメリカ（シアトル） ・オーストラリア（パース） ・フランス（パリ） ・ブラジル（クリチーバ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	大阪政府上海事務所	・中国（上海）	
	徳島県上海事務所	・中国（上海）	
	神戸市海外事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ（シアトル） ・中国（天津、上海） 	
	京都府上海ビジネスサポートセンター	・中国（上海）	<p style="text-align: center;">【ビジネス用途に限定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
海外ビジネスサポートデスク	鳥取県ロシアビジネスサポートセンター	・ロシア（ウラジオストク）	<p style="text-align: center;">【ビジネス用途に限定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	大阪ビジネスサポートデスク	<p style="text-align: center;">【平成 25 年度（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国（華南） ・インド ・ベトナム ・タイ ・ミャンマー ・シンガポール ・インドネシア ・北米 ・ヨーロッパ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ビジネス相談（現地での製品・部品等の市場概況、販売可能性等の報告） ・取引引合情報提供（現地代理店候補・取引先候補のリストアップ） ・現地出張支援（現地企業とのアポイント調整、現地経済情報説明） <p style="text-align: center;">(※すべて費用は利用者（企業等）負担)</p>

決議案提出書

別紙「地方分権の推進を求める決議」(案)について、議決されたく、関西広域連合議会会議規則第13条の規定に基づき提出します。

(理由)

関西広域連合の公益に関する事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

平成25年3月2日

関西広域連合議会議長 様

提出者 関西広域連合議会議員

同上

彦一吾幸実二隆郎誠三一
豊清健廉要裕与昭浩
村田路倉口崎間上下村島
日吉中横岸尾福井木西前

地方分権の推進を求める決議

地方分権改革の推進は、東京一極集中を是正し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断する分権型社会をつくることであり、個性豊かな地域社会を育み、国全体の成長へつなげていくための根幹となる政策課題である。

こうした認識のもと、関西では、国と地方の二重行政を解消するとともに、関西における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、国出先機関の受け皿としてその移管を求めてきた。

関西広域連合議会としても、これまで国出先機関の移管について早期実現を求める決議を行うなど、最重要課題として取り組んできたところであるが、昨年11月15日に閣議決定された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の今後の取扱いは全く不透明な状況となっていることに加え、現政権は将来の統治機構のあり方として「道州制」をめざすとしている。

こうした状況を踏まえ、関西広域連合が「道州制」への移行を前提として設立されたものではないこと。そして、近畿経済産業局、近畿地方整備局及び近畿地方環境事務所の3機関の関西広域連合への丸ごと移管を、国に対し、引き続き強く求めることを、関西広域連合議会として改めて確認するものである。

また、現政権に対し、これまでの改革の成果を活かしつつ、地方分権改革を着実に推進するよう、次の2点について強く求めるものである。

1 国出先機関の地方移管の強力な推進

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めることなく、また、道州制の検討を待つまでもなく、政治主導の下、国出先機関の地方移管に向けた具体的な取組を力強く推進すること。

2 道州制に関する地方意見の反映

現政権がめざすとしている、いわゆる「道州制」の具体的な制度内容は、現在のところ明らかではないが、その検討にあたっては、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の意見を反映しながら進めること。

以上、決議する。

平成25年3月2日

関西広域連合議会

平成25年3月定例会質問項目及び答弁者一覧

順位	府県市	質問者	質問時間	質問項目（接觸情報）	答弁作成	答弁者・順位	答弁要求者
1	徳島県	重清佳之 議員 (一括)	12分	1 「統治機構改革」について	一	一	一
				(1) 関西広域連合の取組姿勢について	本部	①連合長	連合長
				(2) 「広域行政システムのあり方研究会」について	徳島県	②飯泉委員	飯泉委員
				2 今年度における「関西広域救急医療連携計画」の取組みに対する評価及び今後の取組みについて	京都府	③山田委員	山田委員
2	大阪府	上島一彦 議員 (一問一答)	8分	3 「関西ブランド」について	本部	①連合長	連合長
				1 国出先機関の移管に向けた取組について	本部	①連合長	連合長
				2 市町村への説明等の対応について	本部	①連合長	連合長
				3 道州制のイメージ像について	本部	①連合長	連合長
3	大阪府	杉本武 議員 (一問一答)	6分	4 府県を併存した道州制について	本部	①連合長	連合長
				1 地方分権改革の推進に向けた今後の取組方針について	本部	①連合長	連合長
				2 広域連合と道州制との関係について	本部	①連合長	連合長
				3 関西全体の発展に繋がる医療分野の産業振興戦略について	大阪府	①松井委員	松井委員
4	大阪府	吉田利幸 議員 (一問一答)	6分	2 南海トラフ巨大地震への具体的対応	兵庫県	②連合長	連合長
				3 首都機能バックアップについて	本部	①連合長	連合長
				1 「関西ブランド」について	一	一	一
				(1) 「関西ブランド」の検討に至る経過について	本部	①連合長	連合長
5	大阪市	小玉隆子 議員 (一問一答)	8分	(2) 「関西ブランド」の策定等の時期について	一	一	一
				(3) 「関西ブランド」の策定等について（要望）	本部	①連合長	連合長
				2 市町村（基礎自治体）との意見交換について	本部	①連合長	連合長
				3 関西広域連合における政令市の役割について（要望）	一	一	一
6	堺市	西村昭三 議員 (一括)	4分	1 関西広域連合における「地域がん登録」の推進について	徳島県	①飯泉委員	飯泉委員
				2 公設試験研究機関について	本部	②連合長	連合長
7	兵庫県	日村豊彦 議員 (一括)	16分	1 国出先機関対策と道州制への対応について	一	一	一
				(1) 国出先機関移管に向けた具体的な行動について	本部	①連合長	連合長
				(2) 「広域行政システムのあり方研究会」について	兵庫県	①連合長	連合長
				2 広域計画の改定について	一	一	一
8	神戸市	前島浩一 議員 (一括)	4分	3 広域防災における受援の充実について	兵庫県	①連合長	連合長
				1 広域計画について	本部	①連合長	連合長
9	京都市	井上与一郎 議員 (一括)	8分	1 関西広域連合が果たすべき役割について	一	一	一
				(1) 林業の経営不振の長期化と広域にわたる深刻な森林被害に対して	和歌山県	①副連合長	副連合長
				(2) カワウ以外の野生鳥獣による被害に対して	滋賀県	②嘉田委員	嘉田委員
10	京都府	山口勝 議員 (分割)	8分	1 地方分権改革について	本部	①連合長	連合長
				2 鳥獣被害対策について	滋賀県	②嘉田委員	嘉田委員
11	滋賀県	吉田清一 議員 (一括)	12分	1 関西広域連合のガバナンスについて	一	一	一
				(1) 発言の真意について	大阪市	①橋下委員	橋下委員
				(2) 発言に対する連合長としての受け止めについて	本部	②連合長	連合長
				(3) 危機的事態との認識について	一	一	一
12	和歌山県	尾崎要二 議員 (一括)	12分	1 農林水産物の地産地消への取組について	和歌山県	①副連合長	副連合長
				2 関西における交通ネットワークのあり方について（あり方の検討）	本部	②連合長	連合長
				〃 （広域連合の運営全般）	一	一	一
13	鳥取県	藤井省三 議員 (一括)	12分	1 首都機能のバックアップについて	本部	①連合長	連合長
				2 山中伸弥教授の研究に対する支援について	一	一	一
				3 関西広域連合運営上の課題について	本部	②松井委員	松井委員
				(1) 国出先機関の地方移管	一	一	一
				(2) 関西広域連合の事業の方向性	本部	①連合長	連合長
				(3) 企画調整事務	一	一	一
				(4) 広域連合委員会	本部	③副連合長	連合長
				(5) 外部の意見の反映	一	一	一
				(6) 国土軸の複線化	一	一	一
				-25-	一	一	一

滋賀県広域行政のあり方研究会設置要綱

（趣旨）

地方自治の一つである広域行政については、国政政党や経済界などから道州制の導入が主張されるなど、そのあり方の見直しの動きが高まっている。このため、広域行政を担う本県として、府県レベルでの広域行政のあり方について検討するとともに、国の動きに対して的確に対応するため、「滋賀県広域行政のあり方研究会」（以下「研究会」）を設置する。

（所掌事務）

- (1) 広域行政に関する国の動向や県民意識の調査分析、および有識者等からの聴き取り。
- (2) 県民等が広域行政について議論を行うための客観的なデータを用いた資料の作成。
- (3) 住民自治と団体自治の双方を確保する広域行政の基礎研究。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

- (1) 研究会は、府県レベルでの広域行政に関する課の職員および各部局から推薦のあった者により構成する。
- (2) 研究会には、必要に応じて有識者等の参加を求める。
- (3) 研究会に、座長を置く。
- (4) 座長は総合政策部管理監（広域連携・地域主権担当）をもってある。

（庶務）

研究会の庶務は、企画調整課において処理する。

付則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。